

掛川市告示第106号

掛川市子ども医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成29年 9 月25日

掛川市長 松 井 三 郎

第5条中「、社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける資格を証する書類（以下「被保険者証」という。）を提示し」を削り、「により」を「に次に掲げる書類を添付して、」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける資格を証する書類（以下「被保険者証」という。）の写し
- (2) 申請日の属する年の1月1日における住所が市内にない場合にあつては、前年分（申請日が1月から5月までの間にある場合にあつては、前々年分）の所得証明又はそれに代わる書類

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。